

[資料] 吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（十一）

その他のタイトル	[Material] A Study of “Xiang Xing Yao Lan” (11)
著者	佐立 治人
雑誌名	關西大學法學論集
巻	71
号	6
ページ	1718-1706
発行年	2022-03-01
URL	http://doi.org/10.32286/00026624

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(十二)

佐 立 治 人

目 次

はじめに

序 文 篇

本 文 篇

まえおき

第一章 經典大訓

第二章 先哲論議

第三章 善者為法

第一節から第十節(以上、五十九卷一號、六十六卷二

號、六十七卷二號、三號、四號、六十八卷一號、六

十九卷四號、七十卷四號、六號、七十一卷三號)

第十一節 歐陽觀と歐陽脩

第十二節 陳泊

第十三節 孫立節

第四章 悪者為戒

第一節 周陽由

第二節 張湯

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(十一)

第十一節 歐陽觀と歐陽脩

岩村藩刊本の第二十七丁裏第五行から第二十八丁裏第二行までを第十一節とする。この部分は『為善陰騭』巻五「歐陽求生」「永叔吏事」の写しである。

〔和訳〕

宋の歐陽觀(九五二―一〇一〇)は、泗州(治所は現在の江蘇省盱眙県)及び綿州(治所は現在の四川省綿陽市)の二州の推官(判決原案の作成を掌る。)を歴任し、裁判に細心の注意をはらった。ある夜、一件書類を熟読していた時、しばしば読むのをやめて、歎声を發した。妻がそれを問うと、歐陽觀は

「これは死罪の案件です。私は、死刑にしないための理由を捜していますが、見つからないのです。」と答えた。妻が「死刑にしないための理由というのは、捜すことができるものなのですか。」と尋ねると、欧陽観は次のように答えた。「死刑にしないための理由を捜した上で見つからなかったときは、死刑になる者も私も皆、思い残すことはありません。まして、死刑にしないための理由を捜して見つかったときは、言うまでもありません。

死刑にしないための理由を捜して見つかることがあるからには、それを捜してもらえずに死刑にされた者は、恨みがあるに違いありません。そもそも、死刑にしないための理由を捜すことをいつも心がけていてすら、それを見落として、死刑にしてしまうことがあります。まして、死刑にするための理由を捜し求めますと、間違つて死刑にしてしまいやすくなります。」

この時、欧陽観の子の脩は、まだ三歳であつた。乳母が、脩を抱いて、そばに立っていた。欧陽観は、脩を指して、歎声を発して、「私はこの子が一人前になるのを見ることはないでしょう。いつか、私の今の言葉をこの子に伝えて下さい。」と妻に言った。

【原文】

宋欧陽観、為泗綿二州推官、留心於獄。嘗夜治官書、屢廢而歎。妻問之。曰、此死獄也。我求其生不得爾。妻曰、生可求乎。曰、求其生而不得、則死者与我、皆無恨也。矧求而有得耶。以其有求而得、則知不求而死者有恨也。夫嘗求其生、猶失之死。而況求其死也。子脩、纔三歲。乳母抱立于旁。指而嘆曰、吾不見兒之立也。後当以我言告之。(以上、第二十七丁裏五行から第二十八丁表第一行。)

【訓読】

宋の欧陽観、泗・綿二州の推官と為る。心を獄に留む。嘗て夜、官書を治め、屢しば廢して歎ず。妻、之れを問う。曰く、此れ死獄なり。我れ其の生を求めて得ざるのみ。と。妻曰く、生、求む可きか、と。曰く、其の生を求めて得ざれば、則ち死する者と我と皆、恨み無きなり。矧して求めて得る有るをや。其の求めて得る有るを以てすれば、則ち求めずして死する者、恨み有るを知るなり。夫れ嘗に其の生を求むるも、猶お之れを死に失す。而るを況んや其の死を求むるをや。と。子の脩、纔かに三歳。乳母抱きて旁らに立つ。指して嘆じて曰く、吾れ兒の立つを見ざるなり。後に当に我が言を以て之れに告ぐべし。と。

この話の出所は、欧陽脩の「瀧岡阡表」(『居士集』卷二十五所収)である。「子の脩、纔かに三歳。」とあるから、この話は、景德四年(一〇〇七)に生まれた欧陽脩が三歳であった大中祥符二年(一〇〇九)の話であることが知られる。欧陽観は、字は仲賓、咸平三年(一〇〇〇)の進士。欧陽観の妻で、欧陽脩の母である鄭氏(九八一―一〇五二)は、欧陽観より二十九歳年下で、欧陽観は再婚であった(小林義廣『欧陽脩その生涯と宗族』創文社、二〇〇〇年、二十五頁)。

『祥刑要覽』のこの文章では省略されているが、『為善陰騭』卷五「欧陽求生」では、「(子の脩を)指して嘆じて曰く」に続いて、「術者謂我歳在戌将死。(術者謂う、我れ歳、戌に在りて将に死せんとす、と。)(占い師が、私に、あなたは戌年に亡くなりまます、と予言しました。)」という文が置かれている。この文は「瀧岡阡表」の文を写したものである。欧陽観とその妻とがこの話に記されている会話を交した年の翌年、大中祥符三年庚戌(一〇一〇)が戌年であるけれども、術者の予言が当たるとしても、十三年後、二十五年後の戌年に亡くなってもよいはずである。ところが、欧陽観は妻に「後に当に我が言を以て(子の脩に)告ぐべし。」と頼んでおり、来年の戌年に死ぬと

思っていたのである。身体に異変を感じていたのであろうか。そして、欧陽観は、本当に翌年の戌年に、五十九歳で亡くなった。

【和訳】

欧陽脩(一〇〇七―一〇七二)は、立身出世して、学問と文章との分野で天下の第一人者となった。張芸叟が、京師に遊学した時に、欧陽脩と面会した。欧陽脩は官僚の仕事について多く語った。張は不思議に思って、質問した。「学問をする人が先生と面会するときは、道徳や文章について聞きたいと思わない人はいません。今、先生は、官僚の仕事の人を教えることが多いです。どうしてなのでしょうか。」欧陽脩が答えた。「そうではありません。あなた方は皆、今の世の中に役立つ人材です。将来、官僚になって、仕事に臨めば、自分自身でわかるでしょうが、大抵、文学は自分の身を潤すだけに止まるのに対し、官僚の仕事は世の中の役に立つことができます。私は以前、峡州の夷陵県(現在の湖北省宜昌市)の県令に任じられました。壮年の時で、まだ学問に飽きていませんでしたので、『漢書』や『史記』を求めて一読しようと思いました。けれども、どこに

もありませんでした。そこで、公文書保管室の過去の裁判文書を取り出して、繰り返し読みましたところ、判断が間違っている点が数えきれないほどあることがわかりました。無いことを有ることにし、正しくない方を正しいとし、法律に背いて私情に従い、肉親の愛情を絶ち、正しい人間関係をそこない、あらゆる種類の間違いが含まれていました。この有り様を見た時、天を仰いで、「これからは、裁判を担当する時は、絶対に気を抜かないようにしよう。」と心に誓ったのです。」

張芸叟は立ち上がって、「先生の教えは、いわゆる「思いやりがある人の言葉は、その効果が広大な範囲に及ぶ。(原文。仁人之言、其利博哉。)(『春秋左氏伝』昭公三年正月条)という格言が当てはまります。」と感謝して言った。欧陽脩は後に、

清要の官を歴任し、枢密副使となり、参知政事(副宰相)に登った。朝廷は欧陽脩に恩恵を与えて、その三代の祖を褒賞し、父の親を鄭国公に追封した。欧陽脩が亡くなると、太子太師の官を贈り、文忠おくりなと諡した。

【原文】

脩既成立。以学問文章為天下所宗。張芸叟、初遊京師、見脩多談吏事。張疑之、且曰、学者之見先生、莫不以道德文章為欲

聞者。今先生多教人吏事。所未諭也。脩曰、不然。吾子皆時才。異日臨事、当自知之。大抵、文学止於潤身。政事可以及物。吾昔官夷陵、方壯年、未厭学。欲求漢史一觀。彼無有也。因取架閣陳年公案、反覆觀之。見其枉直乖錯、不可勝數。以無為有、以枉為直、違法徇情、滅親害義、無所不有。當時、仰天誓心、自爾遇事、不敢忽。芸叟起謝曰、先生所教、所謂仁人之言、其利博哉。脩後歎歷清要、入副枢密、遂参知政事。推恩褒其三世、追封親鄭国公。脩卒。贈太子太師。諡文忠公。(以上、第二十八丁表第一行から同丁裏第二行。)

【訓読】

脩、既に成立す。学問文章を以て天下の宗とする所と為る。張芸叟、初め京師に遊び、脩に見ゆ。多く吏事を談す。張、之れを疑い、且つ曰く、学者の、先生に見ゆるは、道德文章を以て聞かんと欲すと為さざる者莫し。今、先生、多く人に吏事を教う。未だ諭らざる所なり。と。脩曰く、然らず。吾子は皆、時才なり。異日、事に臨むとき、当に自ら之れを知るべし。大抵、文学は身を潤すに止まる。政事は以て物に及ぼす可し。吾れ昔、夷陵に官す。壯年ちかに方り、未だ学を厭いとわず。漢史を求めて一觀せんと欲す。彼、有る無きなり。因りて架閣陳年の公案

を取り、反覆して之れを観る。其の枉直乖錯すること、教うるに勝^たう可からざるを見る。無きを以て有りとし、枉を以て直と為し、法に違ひ、情に徇^{たが}い、親を滅し、義を害す。有らざるどころ無し。当時、天を仰ぎ、心に誓^{ちか}う、爾^れより事に遇うときは、敢て忽^{ゆるがせ}にせず、と。芸叟、起ちて謝して曰く、先生の教うる所、謂わゆる仁人の言、其の利、博きかな、なり、と。脩、後に清要を敷歴し、入りて枢密に副たり、遂に政事を参知す。恩を推し、其の三世を褒し、觀を鄭国公に追封す。脩、卒す。太子太師を贈る。文忠公と諡^{おくりな}す。

歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）は、字は永叔、天聖八年（一〇三〇）の進士。景祐三年（一〇三六）五月、范仲淹に連坐して、夷陵県令に左遷され、同年十月に任地に到着した。翌年十二月、光化軍乾德県（現在の湖北省老河口市の北西）の県令に移った。嘉祐五年（一〇六〇）、枢密副使に任じられ、翌年に参知政事となった。歐陽脩の官歴は、『歐陽脩全集』上冊（世界書局、中華民国八十年）に収められている胡柯撰『歐陽文忠公年譜』に拠った。

張芸叟は、名は舜民、芸叟は字である。治平二年（一〇六

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（十一）

五）の進士。『宋史』卷三四七に伝がある。張芸叟が歐陽脩に面会した話は、『能改齋漫録』卷十三、記事、歐陽公多談史事、『容齋隨筆』卷四、張浮休書に見られる。「芸叟起謝曰、先生所教、所謂仁人之言、其利博哉。」という文は、『為善陰隲』には出てくるが、『能改齋漫録』及び『容齋隨筆』には出てこない。『能改齋漫録』は『叢書集成初編』所収本を、『容齋隨筆』は上海古籍出版社（一九七八年）の標点本を見た。

第十二節 陳洎

岩村藩刊本の第二十八丁裏第三行から第九行までを第十二節とする。この部分は『為善陰隲』卷六「陳洎公忠」の写しである。

【和訳】

陳洎^チが開封府（東京）の功曹参軍（考課を掌る。）であった時のことである。当時、章献皇太后（真宗の皇后。仁宗の即位から十一年間、若い仁宗に代わって天下に号令した。明道二年（一〇三三）三月に六十五歳で崩じた。）が朝廷に臨んでいた。その一族の者が一人の僕卒を杖殺した。陳洎がその遺体の檢驗

五（一七一四）

を担当することになった。皇太后からの使者が十数人遣わされて、皇太后の意思を伝えた。驗屍を行う吏人は恐れて、病死と報告するよう願った。陳洎だけは顔色を正して言った。「被害者は何も落度がないのに殺されたのです。私が正しく驗屍を行えば、被害者の恨みを晴らすことができます。どうして罪を恐れて、虚偽の驗屍を行うことができましょうか。あなた方は関わらないで下さい。私が罪を引き受けます。」そして、自分の

がある。惶恐、欲以病死聞。洎独正色曰、彼実冤死。待我而伸。奈何恐罪而驗不以実乎。爾曹勿預。吾当任咎。及自為牘、以白府尹程琳。琳喜曰、官人用心如此。前程非琳所及。亟索馬入奏。洎自此遂顯名。不数年、歴官台省、終三司副使。後二孫伝道履常、皆以詞学顯仕、為一時聞人。(以上、第二十八丁裏第三行から第九行。)

【訓読】

手で公文書を作成して(通常は吏人が公文書の原案を作成する)、開封府知事の程琳に報告した。程琳は喜んで、「被害者

陳洎、開封府の功曹たり。時に章猷、朝に臨む。族人、一卒を杖殺す。洎、当に屍を驗すべし。中使十数輩、旨を諭す。

に対するあなたの思いやりがこのようであるからには、あなたの前途は私が及ぶことができるものではありません。」と言って、ただちに馬を呼んで、殿中に入って驗屍の結果を上奏した。

(吏) 惶恐し、病死を以て聞せんと欲す。洎、独り色を正して曰く、彼れ実に冤死す。我れを待ちて伸ぶ。奈何に罪を恐れて、驗するに実を以てせざらんや。爾曹、預かる勿かれ。吾れ当に咎に任ずべし。と。乃ち自ら牘を為り、以て府尹程琳に白す。

陳洎はこれ以来、名が知られるようになり、数年経たない後に、御史台及び尚書省の属官を歴任し、三司副使(国家の財政を掌る。)に至った。後に、孫の二人、伝道と履常とは、両者とも文章学問で栄達し、当時の有名人となった。

【原文】

陳洎為開封府功曹。時章猷臨朝。族人杖殺一卒。洎当驗屍。

副使に終わる。後に二孫、伝道・履常、皆、詞学を以て顯仕し、一時の聞人と為る。

中使十数輩諭旨。(『為善陰隲』巻六は「旨」字の後に「吏」字

この話の出所は、北宋の晁補之撰『雞肋集』（四庫全書本）

卷三十三所収「書陳洎事後」である。陳洎は、字は亞之。京西

按察使、度支副使、塩鉄副使を歴任し、皇祐元年（二〇四九）

に歿した。程琳は、字は天球。景祐四年（二〇三七）、參知政

事となり、皇祐元年、同中書門下平章事（宰相）を加えられた。

至和三年（二〇五六）に六十九歳で歿した。『宋史』卷二八八

に伝がある。程琳が開封府知事に任じられたのは、天聖九年

（二〇三二）九月である。『統資治通鑑長編』卷一一〇、同年九

月己巳条に「樞密直學士・右諫議大夫程琳を給事中・權知開封

府と為す。」とある。

陳洎の孫の「履常」は、陳師道（一〇五三―一一〇一）であ

り、履常はその字である。徐州教授、太學博士、秘書省正字に

任じられた。その詩文集である『後山集』、隨筆集である『後

山談叢』が今に伝わっている。『宋史』卷四四四、文苑伝に伝

がある。陳洎の孫の「伝道」については不明である。

第十三節 孫立節

岩村藩刊本の第二十八丁裏第十行から第二十九丁表第八行ま

でを第十三節とする。この部分は『為善陰隨』卷七「立節持

法」の写しである。

【和訳】

孫立節は、崇寧年間、桂州（治所は現在の広西壮族自治区桂

林市）の節度判官（州知事のために判決原案を作成すること

を掌る。）であった。当時、謝麟が溪洞（現在の湖南省、広東

省、貴州省、広西壮族自治区に分布した非漢少数民族の居住地

を指す。上西泰之「北宋期の荊湖路「溪峒蛮」地開拓につい

て」『東洋史研究』第五十四卷第四号掲載、平成八年。二十九

頁・四十四頁）の蛮人の管理制禦に当たっていた。宜州（治所

は現在の広西壮族自治区宜山県。）の知事の王奇が蛮人と戦っ

て死んだ。孫立節が命令を受けて、罪がある吏卒を取り調べた。

その結果、謝麟は、大小の使臣（使臣は下級武官の総称。大使

臣は正八品の官。小使臣は従八品以下の官。梅原郁『宋代官僚

制度研究』同朋舎、昭和六十年。第二章）十二人を捕え、孫立

節に引き渡し、全員を斬首させようとした。立節は、それはい

けないと強く主張した。謝麟は立節を口ぎたなく罵った。立節

が言った。「裁判は事実を求めるべきです。官吏は法律に従う

べきです。しりごみして進まなかったのは諸將の罪です。彼ら

がその罪に伏したからには、その他の武官を尽く死刑に処するべきでしょうか。もし、どうしても法律に背いて人を斬首したのであれば、経制司（蛮人を管理制禦する官司。謝麟を指す。）が自分でそれをして下さい。私がどうしてもそれに関わりましようか。」謝麟はただちに、孫立節が命令に従わないことを皇帝に報告した。立節は、謝麟が裁判に不当に干渉したことを皇帝に報告した。刑部の属官が議論して、孫立節の意見に賛成した。十二人は皆、死刑にならずに済んだ。その後、孫立節は昇進し、位階が上がった。子が二人いて、ともに進士に合格し、高官に登った。

【原文】

孫立節、崇寧間、為桂州節度判官。時謝麟經制溪洞事。宜州守王奇、与蛮戰死。立節被指（『為善陰隲』卷七は「指」を「旨」に作る。）鞠吏士有罪者。謝因収大小使臣十二人、付立節、欲尽斬之。立節持不可、謝以語侵立節。立節曰、獄当論情、吏当従法。逗揺（『為善陰隲』卷七は「揺」を「撓」に作る。）不進、諸將罪也。既伏其辜、其餘可尽戮乎。若必欲非法斬人、則経制司自為之。我何預焉。謝即奏立節抗拒、立節奏謝侵獄事。

刑部議如立節言。十二（「二」はもと「一」に作る。『為善陰

隲』卷七に従つて改めた。）人、皆得不死（『得不』はもと「不得」に作る。『為善陰隲』卷七に従つて改めた。）。其後、立節遷官進秩。子二人、皆拳進士、遂至大貴。（以上、第二十八丁裏第十行から第二十九丁表第八行。）

【訓読】

孫立節、崇寧の間、桂州節度判官と為る。時に謝麟、溪洞の事を経制す。宜州守の王奇、蛮と戦いて死す。立節、指を被り、吏士の、罪有る者を鞠す。謝、因りて大小使臣十二人を収え、立節に付し、尽く之れを斬らんと欲す。立節、不可を持す。謝語を以て立節を侵す。立節曰く、獄は当に情を論ずべく、吏は当に法に従うべし。逗揺して進まざるは、諸將の罪なり。既に其の辜に伏す。其餘、尽く戮す可けんや。若し必ず非法に人を斬らんと欲せば、則ち経制司、自ら之れを為せ。我れ何ぞ預を侵すを奏す。刑部、議すること、立節の言の如し。十二人、皆、死せざるを得たり。其の後、立節、官を遷り、秩を進む。子二人、皆、進士に挙げらる。遂に大貴に至る。

この話の出所は蘇軾の「剛説」である。「剛説」は、道光十

三年刊『三蘇全集』（中文出版社影印）の『東坡集』の卷十一に収められているものを見た。

孫立節は、字は介夫、皇祐五年（一〇五三）の進士（『宋元学案』卷三）。『春秋三伝例論』（現存しない。）を著した（『宋元学案補遺』卷三）。「孫立節、崇寧の間、桂州節度判官と爲る。」とあるが、「剛説」に「建中靖国の初め（元年。一一〇一年）、吾れ海南より帰り、故人に見え、存没を問ひ、平生、見るところの剛なる者を追論す。或いは不幸にして死す。孫君介夫、諱は立節の若きは、真に剛なる者と謂う可きなり。」と記されており、崇寧年間（一一〇二〜一一〇六）より前の建中靖国元年（建中靖国は元年しかない。）には既に孫立節は歿していたことが知られるから、『為善陰陽』及び『祥刑要覧』に「崇寧間」とあるのは誤りである。

謝麟は、字は応之。知沅州、知潭州等を歴任し、紹聖元年（一一〇九四）に権知桂州在任中に歿した（『統資治通鑑長編』卷四八〇、元祐八年正月庚子条注）。『宋史』卷三三〇に伝がある。『統資治通鑑長編』卷三二八、元豊五年（一一〇八二）七月辛巳条に「詔して、知沅州・西上閩門使謝麟を就差して、宜州溪峒の事を經制せしむ。」と記されている。

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（十一）

宜州守の王奇が蛮人と戦つて死んだのは、『統資治通鑑長編』卷三三二、元豊六年正月丙申条に拠れば、元豊五年六月である。王奇は『宋史』卷四五二、忠義伝に伝がある。

『統資治通鑑長編』卷三四〇、元豊六年（一一〇八三）十月辛卯条に「詔すらく、宜州の監押・右侍禁の陸厚は、貸命して真決刺面を免じ、除名して沙門島の普義寨に配す。（中略）推官の孫立節、司戸の張峒は各々衝替す。土丁指揮使の莫令頑・石聘（中略）は並びに特に罪を放す。と。初め安化州（宜州に属する。）の蛮賊千餘人、鈔劫す。厚らは、蛮と闘いて先に退くに坐す。（中略）立節らは、令頑の流罪を失出（誤つて重罪を輕罪にし、有罪を無罪にすること。）す。」と記されている。この記事では、孫立節の官職が宜州の推官（判官と同じく、州知事のために判決原案を作成することを掌る。）となっている。「衝替」は即時免職の処分である（梅原郁『宋代司法制度研究』創文社、二〇〇六年。五七七頁）。孫立節は、結局、土丁指揮使の流罪を失出した罪で免職されたのである。

「其後、立節遷官進秩。子二人、皆拳進士、遂至大貴。」という文は「剛説」にはない。孫立節には男子が二人、纒と勳とがいた。蘇過『斜川集』（『統修四庫全書』所収）卷六所収「孫

九（一七一一〇）

志康墓銘」及び『宋元学案』卷三に抛れば、孫礪は、字は志康、元祐三年（一〇八八）の進士。知岳州に任じられた。宣和二年（一一二〇）に七十一歳で歿した。孫勳は、字は志拳。肯えて仕官しようとしなかった（『宋元学案』卷三）。よって、「子二人、皆、進士に挙げられ、遂に大貴に至る。」という記述は誤りである。なお、「孫志康墓銘」に「父の立節は（中略）桂州節度判官に終わる。」と記されている。

第四章 悪者為戒

第一節 周陽由

岩村藩刊本の第二十九丁表第十行から同丁裏第三行までを第一節とする。この部分は『歴代臣鑑』卷三十、悪可為戒、漢、周陽由の写しである。

漢の周陽由は、景帝（在位前一五七―前一四二）の時、郡守となった。武帝が即位した（前一四二）。周陽由は郡守の中で最も残酷でわがままであった。自分が愛する者に対しては、法

【和訳】

を曲げてこれを活かし、自分が憎む者に対しては、法を曲げてこれを誅殺した。郡守である時は、都尉（郡守を補佐する官）を呉令なみに扱い、都尉である時は、郡守をおしのけた。後に河東郡（治所は現在の山西省夏県の北西。）の都尉となった。郡守の勝屠公と権柄を争い、どちらも皇帝に訴えた。その結果、勝屠公は自殺し、周陽由は棄市（公開の死刑）に処された。

【原文】

悪者為戒

漢周陽由、景帝時為郡守。武帝即位。由最為酷暴驕恣。所愛者、撓（「撓」はもと「撓」に作る。『歴代臣鑑』卷三十、元和刊本、寛永元年刊本、寛永四年刊本に従って改めた。意味は同じ。）法活之。所憎者、曲法滅之。為守則視都尉如令。為都尉則凌太守。後為河東都尉。与其守勝屠公争權、相告言。勝屠公自殺、由棄市。（以上、第二十九丁表第十行から同丁裏第三行。）

【訓読】

漢の周陽由、景帝の時、郡守と為る。武帝即位す。由、最も酷暴驕恣たり。愛するところの者は、法を撓めて之れを活かす。憎むところの者は、法を曲げて之れを滅す。守と為れば則ち都

尉を視ること令の如し。都尉と為れば則ち太守を凌ぐ。後に河東の都尉と為る。其の守の勝屠公と權を争い、相い告言す。勝屠公は自殺し、由は棄市せらる。

この話の出典は『史記』卷一二二、酷吏列伝、及び『漢書』卷九十、酷吏伝である。周陽由は、周陽が姓で、由が名である。勝屠公は、『史記』『漢書』では、この話の出典である箇所しか出てこない。勝屠が姓である。

第二節 張湯

岩村藩刊本の第二十九丁裏第四行から第三十丁表第三行までを第二節とする。この部分は『歴代臣鑑』卷三十、悪可為戒、漢、張湯の写しである。出典は『史記』卷一二二、酷吏列伝、及び『漢書』卷五十九、張湯伝である。和訳に当たっては、青木五郎『史記』十三（新釈漢文大系一一五、明治書院、二〇一三年）を参考にした。

【和訳】

張湯は、武帝（在位前一四一〜前八七）の時、うまく裁判を

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（十一）

行うことができるといふ理由で、侍御史（御史大夫に率いられる。）に任じられた。太中大夫（郎中令の属官。論議を掌る。）に転じた。趙禹（武帝の時、太中大夫に任じられた。『史記』酷吏列伝、『漢書』酷吏伝に伝がある。）と共に律令を定め、でさるだけ厳しい内容にした。廷尉（国家の最高裁判官）に任じられると、知恵を舞弄して人を制御した。被告人がもし、皇帝が罪を与えたいと思う者であれば、属官である監や史のうち、法律を厳しく適用する者に委ねた。そして、法律を厳しく適用する官吏が多く張湯の爪牙になった。張湯が裁判を行う時は、巧みに他の大臣を排除して、自分だけで功績を挙げた。御史大夫（丞相を補佐することを掌る。）に転じた。たまたま匈奴を伐ち、山東地方（太行山脈から東の地）が洪水とひでりに見舞われたため、国庫が空になった。張湯は、皇帝の指示を受けて、（天下の塩鉄を国家が専売することにして）大商人を排除し、告緡令（脱税を告発した者に没収した錢の半分を与える法令）を出し、法律の文言を自由に解釈して、巧みに人を罪に当てるので、人民は安心して生活することができなかった。

李文（河東郡の人であること以外は不明。）が御史中丞（御史大夫のすぐ下に位する官。図籍・秘書を掌る。）となった。

そこで、張湯の立場を悪くする文書を見つけて（張湯を責め）、言い訳をすることができないようにした。張湯はこれを怨んだ。張湯がかわいがついていた史（下級の属官）である魯謁居が、張湯の気持ちを知って、人に頼んで李文の悪事を告発させた。張湯が判決を下して、李文を死刑に処した。

（ある商人が、皇帝の命令が下される前に張湯がその内容を教えてくれたので、利益を独占することができ、その利益は張湯と山分けした、と証言し、その商人の証言は）張湯の他の悪事にも及んだ。（商人の）証言はすべて皇帝に報告された。皇帝は（命令の内容を事前に商人に教えた者がいるのではないかと）張湯に尋ねた。張湯は謝罪せず、それどころか、驚いたふりをして、「まことにそのような者がいるのでしょう。」と答えた。減宣（二十年近く御史及び御史中丞の任にあった。『史記』酷吏列伝、『漢書』酷吏伝に伝がある。）もまた魯謁居との関係を上奏した。皇帝は、張湯が許りの心を抱いて、皇帝を面と向かって欺いたという理由で、八人の使者を遣わして、証人の供述書に従って、一つ一つの罪を取り調べさせた。張湯は遂に自殺した。

【原文】

張湯、武帝時、以善治獄、補侍御史。遷太中大夫。与趙禹定律令、務在深文。及為廷尉、舞知以御人。所治即上意所欲罪、予監吏（『史記』は「吏」を「史」に作る。）深刻者。而深刻吏多為爪牙。其治獄、巧排大臣、自以為功。遷御史大夫。会伐匈奴、山東水旱、梟官空虛。湯承上指、排富商大賈、出告緡令、舞文巧（「巧」はもと「功」に作る。『歷代臣鑑』『史記』『漢書』に従って改めた。）詆。百姓不安其生。李文為御史中丞。於是、有傷湯者、不能為地。湯怨之。湯所愛史（「史」はもと「吏」に作る。『歷代臣鑑』『史記』『漢書』に従って改めた。）魯謁居、知湯意、使人告文。湯論殺之。及他姦利（「利」字は『歷代臣鑑』『史記』『漢書』になし。）事。詞頗聞。帝問湯。湯不謝。又陽驚曰、固宜有。減宣亦奏謁居事。帝以湯懷詐面欺、使使八輩簿責。湯遂自殺。（以上、第二十九丁裏第四行から第三十丁表第三行。）

【訓読】

張湯は、武帝の時、善く獄を治むるを以て、侍御史に補せらる。太中大夫に遷る。趙禹とともに律令を定む。務め深文に在り。廷尉と為るに及び、知を舞わして以て人を御す。治むるところ即し上の意、罪せんと欲するところなれば、監吏の深刻な

る者に^{あた}予う。而して深刻の史、多く爪牙と爲る。其の、獄を治むるや、巧みに大臣を排し、自ら以て功を爲す。御史大夫に遷る。会^{また}ま匈奴を伐ち、山東水旱し、県官空虚す。湯、上指を承け、富商大賈を排し、告緡令を出し、文を舞わし、巧みに^{あつ}誅つ。百姓、其の生に安んぜず。李文、御史中丞と爲る。是に於いて湯を傷る者有り。地を爲す能わず。湯、之れを怨む。湯の愛するところの史、魯謁居、湯の意を知り、人をして文を告せしむ。湯、之れを論殺す。他の姦利の事に及ぶ。詞、頗る聞す。帝、湯に問う。湯、謝せず。又た陽^{たいつわ}り驚きて曰く、固^{まじ}に宜しく有るべし、と。減宣も亦た謁居の事を奏す。帝、湯、詐りを懐き面欺するを以て、使八輩をして簿責せしむ。湯、遂に自殺す。

張湯が自殺したのは元鼎二年十一月（前一六）である（『漢書』卷六）。『祥刑要覽』の「湯論殺之。及他姦利事。（湯、之れを論殺す。他の姦利の事に及ぶ。）」という文は意味がわからないが、『歴代臣鑑』では、「湯論殺之」と「及他姦事」との間に「謁居弟發其事。下減宣。窮竟、未奏。会丞相長史朱買臣等、捕案湯左田信等。曰、湯且欲為請奏、信輒先知之。居物致富、与湯分之。（謁居の弟、其の事を発く。減宣に下す。窮竟

するも未だ奏せず。会ま丞相の長史の朱買臣等、湯の左の田信等を捕案す。曰く、湯、且^もし請奏を為さんと欲せば、信、輒^つち先に之れを知る。物に居りて富を致し、湯と之れを分かつ。）（謁居の弟がその事実を告発した。その案件が減宣に委ねられた。事実を調べ尽くしたが、まだ皇帝に報告しなかつた。たまたま、丞相の長史の朱買臣らが、張湯の証人である田信ら^を捕えて取り調べた。田信は「張湯が皇帝に提案しようとするときは、いつも前もって私に知らせてくれるので、利益を独占して富を得ることができ、その富を張湯と山分けします。」と証言した。）という文がある。